

「25年4月以降は廃止か売却」の公立紀南病院 修正案の可決で存続へ大きく転換―衆院厚労委

衆議院議員 玉置公良

1. 5月28日、衆議院厚生労働委員会で「社会保険紀南病院」が平成25年4月以降も今までどおり存続できるようにするための「独立行政法人地域医療機能推進機構法案」の修正案が可決されました。
2. 修正案は、法案の付則に「厚生労働大臣が定めるものは、平成25年4月1日以降もなお、当該施設の運営をその者に委託できるものとする」という1項を追加し、公立紀南病院組合が引き続き運営できるようにしました。
3. 当初、国会に提出されていた法案では、平成25年3月までに公立紀南病院は廃止か売却を迫られることとなっていました。そこで、私は公立紀南病院組合が引き続き経営委託を受けて運営できるように、党本部に対して法案の修正を強く働きかけてきました。4月6日には、小沢幹事長に対する要望を実現し、公立紀南病院組合とともに地元の声を訴えました。また、民主党の厚生労働委員一人ひとりへの要請をはじめ、5月14日には厚生労働議員政策研究会でマイクをもち、強く訴えました。
4. この結果、民主党は「独立行政法人地域医療機能推進機構法案」の修正に踏み切り、修正案を可決しました。しかし、自民党とみんなの党は反対しました。
5. 今後、衆議院本会議で採決のあと、参議院に送付されますが、法案の早期成立を図り、公立紀南病院組合の下で「社会保険紀南病院」が地域の中核的な医療機関として発展していくよう取り組んでまいります。